7月豪雨災害被災者の証明手数料等の減免について

１．目的：7月豪雨災害被災者の被害、損失についての負担を軽減するため

２．概要

今回の豪雨災害の被災者が生活再建のために必要な各種証明書料等を免除するもの。

対象は、真庭市手数料条例に規定する各種手数料のうち市民課、各振興局窓口で取り扱うもの。

３．対応

真庭市手数料条例第6条第4項「その他、市長が特別な事情があると認めたとき」の運用を、H30.7月豪雨被災者に対して適用する。

（1）対象者

H30.7月豪雨被災者で、かつ、り災証明書・被災証明書を提示して無料交付を求める者

（2）適用範囲

H30.7月豪雨災害により扶助・救助等を受けるために必要な範囲

（3）適用期間

り災証明書・被災証明書の交付日から3か月の期間

（4）備考

り災証明書・被災証明書を提示した者に「無制限」に手数料無料とするのではなく、被災者が各種支援を受けるために必要な範囲で手数料を無料とする。

その確認のため、り災証明書・被災証明書の確認に加えて、「手数料免除願」（「り災の状況」「扶助・救助を受ける内容」「必要な証明、件数」「提出先」等を簡単に記入）を提出していただく。